

夏の

実施期間

令和7年 7月15日(火)～7月24日(木)

交通安全県民運動

運動の重点

- ① 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- ③ 飲酒運転・ながら運転等の危険運転の根絶
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進



滋賀県イメージキャラクター
キャップイー



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課 交通安全対策室

TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全

検索

と検索してください。

滋賀県応援寄附(ふるさと納税)
～キラリと光る滋賀の交通安全～

交通安全の普及啓発や道路整備
など、交通安全対策に活用します。
交通安全に支援をお願いします。

※ 詳しくは、右の二次元コードから



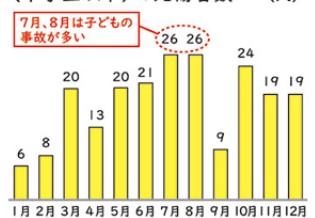
この印刷物は再生紙を利用しています。

1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

夏休み期間中に子どもの事故が増加する傾向があります

- 子どもが被害者となる交通事故は、**自宅周辺で多く発生**していることから、自宅周辺道路の危険箇所について、家族で話し合いの機会を設けましょう。
- 子どもに対して、道路を横断する時は「**信号を守る**」、「**横断歩道がある場所では横断歩道を渡る**」、「**左右を確認する**」等の交通ルールの遵守を呼びかけましょう。
- 運転者は、歩行者へ思いやり・ゆずり合いの気持ちを持った運転をしましょう。

令和6年中 月別の子ども(中学生以下)の死傷者数 (人)



2 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

全世代でヘルメットを着用しましょう!

- すべての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の努力義務があります。
- 自転車事故で死亡した人の**64%**が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用している場合と比較して、着用していない場合の致死率は**約1.8倍**と高くなっています。(警察庁HPより)
- ヘルメットにより命は救われます! 必ず着用しましょう!

ご存じですか?守っていますか?



★自転車安全利用五則★

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

3 飲酒運転・ながら運転等の危険運転の根絶

「ながらスマホ」は絶対にダメ!!

「ながら運転」は周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながる危険な行為ですので絶対にやめましょう。

令和6年11月1日道路交通法の改正

- スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止されました。
- 自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

4 横断歩道利用者ファースト運動の推進

横断歩道は歩行者優先!

- ドライバーの方は、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、**横断歩道の手前で必ず止まりましょう。**
- 歩行者の方は、横断歩道を渡る時に**手を上げる等の動作**とドライバーへの**アイコンタクト**を心がけましょう!

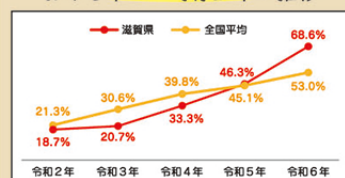
一時停止率の

全国No.1

を目指しましょう!



信号機のない横断歩道における車の一時停止率の推移



ヘルメット
私を守る
パートナー

青信号
それでも見るよ
みぎひだり

しがロード
ゆずる気持ちを
大切に

令和7年度
交通安全
スローガン